

長期休業期間中の預かり保育拡充のご案内（年間予定）

日頃より、本区の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
保護者の方の就労支援等を図るため、区立幼稚園の長期休業期間中、通常の預かり保育に加え下記の内容にて預かり保育を実施いたします。

1 対象者

長期休業期間中において次のいずれかの事由に該当し、保育を必要とする保護者。

- (1) 月48時間以上就労している ※自営含む
- (2) 同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護している
- (3) 病気療養中又は心身に障害を有している
- (4) 産前産後の休養中である（出産月の前2か月から出産日から起算して57日目が属する月の末日まで）
- (5) 学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上就学をしている
- (6) 緊急（家族の急病、冠婚葬祭等）の事情が生じたとき

2 利用可能日及び時間について

（利用可能日） 祝休日及び幼稚園休業日を除いた月曜日から金曜日までの開園日のうち、保護者の勤務等で保育の必要がある日

（利用可能時間） 午前8時から午後6時までのうち、保護者の勤務時間及び通勤時間等の範囲内

具体的な保育時間等については、上記の基本事項に基づき、園長との面談の上、決定いたします。

3 利用定員

区立幼稚園		定員
柳町幼稚園、青柳幼稚園、根津幼稚園、本駒込幼稚園、後楽幼稚園、湯島幼稚園		35人
第一幼稚園、明化幼稚園、小日向台幼稚園、千駄木幼稚園		45人

※通常の預かり保育登録利用者を含める

4 実施期間及び申請方法等

提出先…必要書類を園へご提出ください。 * 必要書類については「5 必要書類の詳細」をご参照ください

(1) 夏季休業中の利用

- ・ 利用期間：令和6（2024）年7月22日（月）～8月30日（金）
- ・ 費用：7月中…一時利用扱いとし1日450円
8月中…登録利用扱いとし月額料金8,900円（緊急の場合は一時利用扱いとし1日450円）
（*いずれの場合も「保育の必要性」の認定を受けた方は0円）

・ 必要書類：①申請書（預かり保育登録利用許可申請書）

※7月のみ利用の場合は預かり保育一時利用申請書

②預かり要件を確認できる書類

・ 提出期限：7月のみ利用または7月～8月利用…6月28日（金）

8月のみ利用 …7月12日（金）

【裏面もご確認ください】